介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための
基本的な指針の全部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省老健局介護保険計画課

１．改正の趣旨

○　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 116 条第１項において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとされている。

○　市町村及び都道府県は、基本指針に即して、３年を一期とする市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画（以下「介護保険事業（支援）計画」という。）を定めるものとされており、基本指針は介護保険事業（支援）計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

○　今般、第 10 期（令和９年度から令和 11 年度までをいう。）の介護保険事業（支援）計画の策定に資するよう、基本指針の見直しを行う。

２．改正の概要

【介護サービス基盤の計画的な整備】

○　介護保険事業（支援）計画の策定について、

・　市町村及び都道府県は、高齢者人口の動向、介護給付等対象サービスの給付の実績を踏まえた介護サービス等の量に関する中長期的な推計について定めることとする。その際、市町村は、介護サービス等の量の見込み等に関して、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の入居定員総数及び医療・介護連携の状況を勘案することとする。

・　市町村及び都道府県は、「時間軸」（当該計画期間における取組及び 2040 年頃を見据えた中長期的な課題に対する支援を考慮することをいう。）及び「地域軸」（介護ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することをいう。）の両視点を念頭に置きながら、地域の現状等について把握・分析に努めることとし、地域の現状等について把握・分析するに当たり確認すべき指標・状況を示す。

・　市町村及び都道府県は、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討することとする。

・　計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスを整理し、市町村及び都道府県で議論すべき事項を示す。

・　介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用や PDCA サイクルに沿った計画策定を推進する。

○　地域の実情に応じたサービス提供体制の構築に向け、介護保険事業（支援）計画の策定において、

・　市町村及び都道府県は、2040 年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項について定めることとする。

・　中山間・人口減少地域において、利用者数の減少等により給付によるサービス維持が困難な状況にある場合には、サービスを提供する体制を確保するため、市町村は、被保険者等の意見を丁寧に聴きながら、特定地域居宅サービス等事業の導入等について検討を行い、都道府県は、当該市町村の意向等を踏まえ、中山間・人口減少地域を特定し、特定地域居宅サービス等の活用を含めて議論を行うこととする。
・　医療・介護の連携を図るため、市町村及び都道府県は、医療・介護の提供状況やその課題について関係者での共有を図る等、広域的な視点で議論を行うこととする。
・　住宅型有料老人ホームにおける入居者の保護やいわゆる「囲い込み」の問題等に対し、市町村及び都道府県は、住宅部局との連携により入居実態等を把握し、都道府県は、必要に応じて、的確な指導監督を行うよう努めることとする。

【地域包括ケアシステムの深化】

○　地域包括ケアシステムの深化に向け、
・　都道府県は、総合事業の多様なサービス・活動の提供に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進することとする。
・　市町村は、頼れる身寄りがいない高齢者等やその多様な生活ニーズの増加が見込まれる中で、市町村における必要な相談支援体制が整備されているか確認していくこととし、その際、関係機関及び関係者の参画を得て地域全体の課題として議論を行い、適切な連携先の整理や必要な社会資源の検討を行い、切れ目ない支援が提供される地域づくりにつなげることとする。
・　共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第 65 号）及び認知症施策推進基本計画（令和６年 12 月３日閣議決定）を踏まえ、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づき、認知症施策に取り組むこととする。
・　災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定することとし、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性を示す。

【介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等】

○　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進に向け、人材確保、生産性向上、経営改善の取組内容及び目標を介護保険事業支援計画に定めることとし、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を構築することにより、地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むこととする。

○　生産性向上、経営改善支援等に向け、都道府県は、介護生産性向上総合相談センターを設置し、介護事業者からの相談対応や伴走支援、介護事業者の経営改善に向けた地域の支援機関と連携した総合的な支援等の取組を実施することとする。また、協働化・大規模化

の推進等による経営基盤の強化等を推進することとする。

○　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　介護保険法第 116 条第１項

４．適用期日等

○　告　示　日：令和９年１月下旬（予定）

○　適用期日：令和９年４月１日